

福井県臨床心理士会 倫理規程

- 第1条** この規程(以下「本規程」という)は、福井県臨床心理士会(以下「本会」という)規約第4章第6条第3項に基づき、本会の会員(以下「会員」という)の倫理向上のために必要な諸事項を定める。
- 第2条** 会員は、その専門業務等に従事するに当たって、一般社団法人日本臨床心理士会(以下、「日士会」という)の定める臨床心理士倫理綱領を遵守するものとする。本規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。
- 第3条** 本会は、第2条に係ることに対応するために、倫理委員会(以下、「委員会」という)を設ける。
- 第4条** 委員会は、第2条の目的を達成するために、本会会長(以下「会長」という)の指示のもとに、次の業務を行う。
- (1) 会員の倫理向上に向けての本会への提言(定例会で学習機会の用意)
 - (2) 本会に寄せられた、国民からの倫理に関する問い合わせへの対応
 - (3) 会員からの倫理に関する問い合わせへの対応
 - (4) 会員が個別の倫理問題対応について、助言が得やすい環境の整備
 - (5) 福井県臨床心理士会規約・第4章第6条6(4)に該当する事案があった場合の調査及び審議
 - (6) 日士会より倫理問題への対応指針に従って行われる調査協力を依頼された場合の協力員の選任
 - (7) 日士会より倫理規程第5・8・9条に従って行われる教育について、スーパーバイザーの推薦
 - (8) その他、会長が必要と認める業務
- 第5条** 委員会は、会長より指名された会員若干名、本会の会長・事務局長をもって構成する。
- 2 委員長は、会長が指名する。
 - 3 副委員長は、委員の互選とする。
 - 4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員長は審議される事案に応じて、該当分野の理事を委員に加えることができる。
 - 6 委員長は必要に応じて、あらかじめ役員会の承認を得て、一定期間、外部の学識経験者等を助言者として加えることができる。
- 第6条** 委員長は、委員会を開催し、議長となる。
- 2 委員会は会長と委員長の両名が出席し、かつ委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
 - 3 委員長が事故等によって職務をまっとうできない場合は、副委員長が委員長を代行して行う。
- 第7条** 本規程の改廃は、本会総会の議決によって行われる。
- 附則 1. 本規程は平成23年5月29日より施行する。
2. 本規程は、2年を経過した平成25年度に検証を行い、必要があった場合には、改廃する。
平成26年6月1日 一部改定